

平成23年9月30日

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 西岡武夫 殿

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

人事院総裁 江利川 毅

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、給与の改定について別紙第2のとおり勧告する。あわせて、国家公務員制度改革について別紙第3のとおり報告する。

目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
第1	給与勧告の基本的考え方	1
第2	民間給与との較差に基づく給与改定	3
第3	給与制度の改正等	16
第4	給与減額支給措置に対する本院の考え方	21
第5	給与勧告実施の要請	23
別紙第2	勧告	29
別紙第3	国家公務員制度改革に関する報告	1
第1	国家公務員制度改革の前提となる基本認識	1
第2	国家公務員制度改革関連法案に関する論点	5
第3	基本法に定める課題等についての取組	13